

議案第八十四号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十五日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例
第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時
間から三十二時間」を「十五時間三十分から三十一時間」に改め、同条第四項中「四十時
間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第四条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第六条第一項中「相当する勤務時間」の下に「として教育委員会規則で定める勤務時
間」を加え、同条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第七条第一項中「四十五分、八時間を超える場合は」を削り、同条第三項中「前二項」
を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合において、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前項に定める勤務時間が六時間を超える場合の休憩時間を四十五分以上一時間未満とすることができる。

第八条 削除

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の正規の勤務時間を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について三十八時間四十五分とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める期間につき</p>	<p>(一週間の正規の勤務時間)</p> <p>第三条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、杉並区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める期間につき</p>

一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振る

一週間当たり四十時間（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従つた時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第四条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第一項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振る

ものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

(週休日の振替等)

第六条 教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第四条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第四条第一項

ものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、一日につき八時間 を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 略

(週休日の振替等)

第六条 教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第四条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第四条第一項

の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として教育委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第四条第一項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（休憩時間）

第七条 教育委員会は、勤務時間が六時間を超える場合は

一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分の休憩時間を、それぞれ勤

の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間をい

う。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第四条第一項の規定により、一日につき八時間の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（休憩時間）

第七条 教育委員会は、勤務時間が六時間を超える場合は四十五分、八時間を超える場

合は一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分の休憩時間を、それぞれ勤

務時間の途中に置かなければならない。

2| 教育委員会は、一日の勤務時間が六時間を
を超え八時間以下の場合において、職員の
健康及び福祉を考慮して必要があると認め
るときは、前項に定める勤務時間が六時間
を超える場合の休憩時間を四十五分以上一
時間未満とすることができる。

3| 前二項に定めるもののほか、教育委員会
は、職務の性質により特別の勤務を命ずる
場合には、必要な休憩時間を与えることが
できる。

4| 前三項の休憩時間は、職務の特殊性又は
当該幼稚園の特殊の必要がある場合におい
て、一斉に与えないことができる。

第八条 削除

務時間の途中に置かなければならない。

2| 前項に定めるもののほか、教育委員会
は、職務の性質により特別の勤務を命ずる
場合には、必要な休憩時間を与えることが
できる。

3| 前二項の休憩時間は、職務の特殊性又は
当該幼稚園の特殊の必要がある場合におい
て、一斉に与えないことができる。

(休憩時間)

第八条 教育委員会は、職務に支障のない限
り、正規の勤務時間のうちに、その勤務時
間四時間について十五分の休憩時間を置か
なければならぬ。

2 |

休息時間は、正規の勤務時間に含まれる
ものとし、これを与えられなかった場合に
おいても繰り越さない。